

複写サービス契約書（案）

新潟県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により乙が提供する複合機による複写サービスに関する契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、乙が甲に複写サービスを円滑に提供することを目的とする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和8年8月1日から令和13年7月31日までとする。

（契約保証金）

第3条 契約金額に契約担当者の見積もる予定数量を乗じて得た金額を契約月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

（複写サービスの提供場所）

第4条 乙が複写サービスを提供する場所は、新潟県立高田商業高等学校の中の甲の指示する場所とする。

所在地：新潟県上越市大字中田原90番地1

事務所名：新潟県立高田商業高等学校

設置場所：事務室、教務室、進路指導室、実践準備室 計4台

（複写サービスに使用する複合機）

第5条 複写サービスに使用する複合機は、次のとおりとする。

（1）機種、型式及び機械番号

（2）付属品

（複写サービス料金）

第6条 複写サービス料金は、次のとおりとする。

（1）月間基本料金（4台） 円（消費税額及び地方消費税額 円）

（2）月間複写料金（1カウントあたり）

モノクロ 円/枚（消費税額及び地方消費税額 円）

カラー 円/枚（消費税額及び地方消費税額 円）

2 複写サービスに要する経費のうち、用紙代及び電気代は甲の負担とし、その他トナー及び保守用部品の経費は乙の負担とする。

3 複写サービス料金の計算期間は、月の初日から末日までの1か月とする。

（複写サービス料金の請求）

第7条 乙は、甲乙協議の上取り決めた確認方法により毎月締め切り日に機械ごとの複写サービスカウント数を算出したうえで、月間基本料金と月間複写料金を合算して得た金額に、当該金額の100分の10に相当する消費税及び地方消費税を加算して得た複写サービス料金（1円未満切捨て）を甲に請求する。また、消費税率が改正された場合はその税率を加算し請求する。

2 テストコピー（乙の社員が複写機の保守に当たって、複写機の点検と調整のために使用したコピーをいう。）及び不良コピーは、その数を前項の複写サービスカウント数から控除するものとする。ただし、不良コピーについては、乙の社員が不良コピーと認めたものに限るものとする。

（複写サービス料金の支払）

第8条 甲は、乙から前条の規定による請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に複写サービス料金を支払わなければならない。

2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により複写サービス料金の支払を遅延した場合は、乙に対し前項の期間満了の日の翌日から支払の日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により指定された率による遅延利息を加算して支払う。

（債権債務の譲渡等）

第9条 乙は、この契約によって生ずる債権債務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は債権の行使若しくは債務の履行を第三者に委任してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合、又は信用保証協会若しくは中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第360号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書きに基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、甲が新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第121条に基づき会計管理者に対し、支出命令を発した時点で生ずるものとする。

（複合機の保守等）

第10条 乙は、甲に複合機の適切な操作方法を指導するとともに、甲が常時良好な状態で複写サービスを受けられるように複合機の保守管理に精通した人員による定期的な保守点検等を行わなければならない。

2 前項に掲げる保守については、新潟県の休日を定める条例1条第1項各号に規定する日以外の日（以下「開庁日」という。）の午前8時30分から午後5時00分までの間を対象とする。

3 点検・修理等が速やかに完了しないと見込まれる場合には、当該所属と協議の上、代替物の提供等により、速やかに甲が複写サービスを利用可能な状態を確保すること。

（複写サービスの提供場所の変更）

第11条 甲は、第4条に定める複写サービスの提供場所を変更する場合は、あらかじめ乙に通知するものとする。この場合において、複合機の移動については、乙が実施し、これに要する費用は第6条の複写サービス料金に含まれるものとし、乙は当該経費を甲に請求することはできない。

（損害賠償）

第12条 乙は、甲が、故意又は重過失によって複合機に損害を与えた場合は、その賠償を甲に対して請求することができる。

2 前項の場合において、動産総合保険でてん補された損害に対しては、同項の規定にかかわらず、乙は、甲に請求しないものとする。

（機密の保持）

第13条 乙は、複写サービスを提供することにより知り得た甲の業務上の機密を外部に漏

らし、又は他の目的に利用してはならない。

(契約の解除)

第 14 条 契約期間中に甲の予算の減額又は削除があった場合、もしくはその他甲又は乙にやむを得ない事情があった場合は、本契約を解除するものとする。

2 甲又は乙は、前項の規定により契約を解除する場合においては、原則として 1 か月前に文書によって相手方に通知するものとする。

3 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、文書によって相手方に通告し、この契約を解除することができる。

第 15 条 甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除し、又は打ち切ることができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第 1 項の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が同条第 7 項の規定により確定したとき、又は独占禁止法第 65 条から第 67 条の規定による審決（独占禁止法第 66 条第 3 項の規定による原処分全部を取り消す場合の審決及び独占禁止法第 67 条第 2 項の規定による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 50 条第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同条第 5 項の規定により確定したとき。

(3) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

(5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めるとき。

2 甲は、前条又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。

(1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する

等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(複合機及び消耗品の撤去)

第16条 乙は、第2条又は前条の規定によりこの契約が終了した場合は、複合機及び乙の所有に属する消耗品を速やかに撤去し、保存されていたデータ等の消去を行わなければならない。

(疑義等の決定)

第17条 この契約について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する（本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。）。

令和 年 月 日

住 所 新潟県上越市大字中田原 90 番地 1
甲 氏 名 新潟県
新潟県立高田商業高等学校
校長 小林 皇司

住 所
乙
氏 名